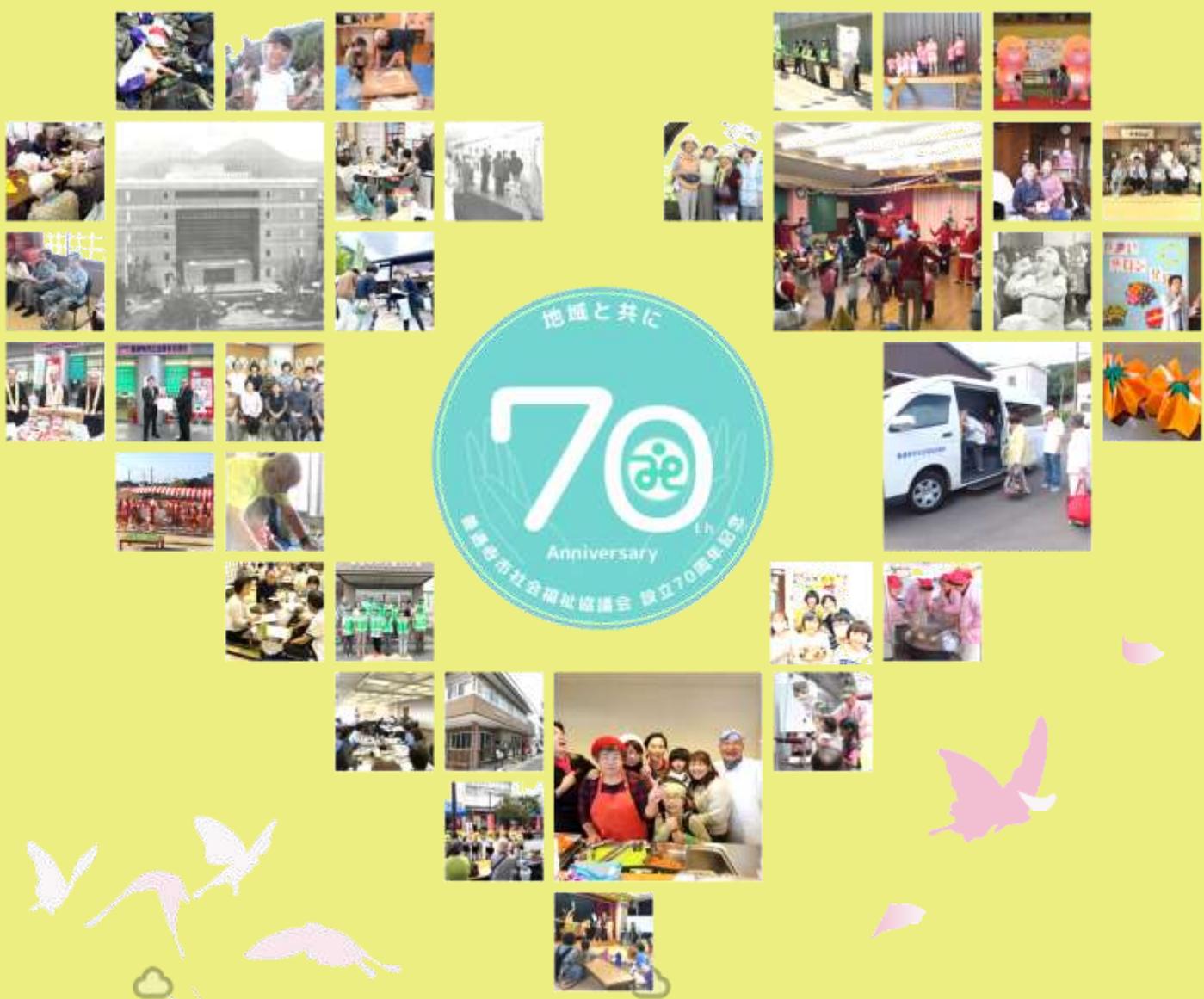


これからも、地域と共に

設立70周年記念誌

# 善通寺市社会福祉協議会 ガイドブック

令和5(2023)年



社会福祉法人 善通寺市社会福祉協議会



善通寺市社会福祉協議会はおかげさまで  
令和5年に設立70周年の記念の年を迎えました

## ごあいさつ

善通寺市社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的に昭和29年3月に設立し、今年で70周年を迎えました。

これもひとえに、関係各位のご協力、ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

本会は住民の参加・参画のもと、行政をはじめ地域社会を構成する様々な団体、機関との連携により「福祉のまちづくり」に取り組んでまいりました。

この度、これまでの本会のあゆみを振り返るとともに、今後の更なる発展を目指すため、「設立70周年記念誌 善通寺市社会福祉協議会ガイドブック」を作成いたしました。

今般、少子高齢化などの地域の変容に伴い、複雑化、複合化する地域生活課題への対応が求められており、市町村では地域で暮らす全ての人々が共に支え合い、役割をもって福祉コミュニティや地域社会を共につくる「地域共生社会の実現」に向けた包括的な支援体制の構築が本格的に進められています。そうした中、社会福祉協議会が地域福祉を推進する中核的な団体として、その使命を果たせるよう、「支え合う 孤立しない 豊かな地域社会づくり」を関係者の皆様と共に進めてまいり所存でございます。

70周年の節目にあたり、今一度、先人の皆様の多大なご尽力に対して心から敬意を表しますとともに、これまで皆様のご支援により積み上げてきた地域力を基盤に、本会の果たすべき役割を再認識し、地域福祉の強化発展に努めてまいりますので、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

社会福祉法人 善通寺市社会福祉協議会

会長 小瀧 賢士



# 祝辞

社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会が設立70周年を迎えられましたことを心からお喜び申し上げます。

貴協議会におかれましては「支え合う 孤立しない 豊かな地域社会づくり」の理念のもと、市民のより身近な存在として活躍されるとともに、地域の特性を踏まえた支援事業を展開され、地域共生社会の実現に積極的に取り組んでこられました。長年にわたる関係者皆様方の一方ならぬご労苦とご努力に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、長期に及び世界中を未曾有の大混乱に陥れた新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が大打撃を受ける中、特例貸付をはじめ、通常の3倍以上もの相談に対応いただくなど、経済的な支援を必要とする方々を支え続けてこられたことは記憶に新しいところであります。今年からは感染法上の位置づけが変更となり、一定の終息を迎えたわけではありますが、一方でとどまることがない少子高齢化に加え、近年では、相互扶助に対する意識の希薄化により、地域社会とうまくつながることができない「社会的孤立」が深刻化しております。さらには、地震や大雨による自然災害が、毎年のように全国各地で発生していることや、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されているなど、本市を取り巻く状況は決して楽観できるものではありません。

このような状況の中、市といたしましては、山積する課題から目を背けることなく、市民の皆様が住み続けたいと思えるような町づくりを進めてまいりますので、貴協議会におかれましても、70周年という節目を新たな出発点として、より一層の飛躍を果たされるとともに、高齢者はもとより市民の安全・安心な生活のために、これまでも増して社会福祉の先導者、現場の実践者として、さらに充実した活動が進められることを心から期待しております。

結びに、社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会の今後益々のご隆盛と、会員皆様方のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

善通寺市長 辻村 修





# 善通寺市社会福祉協議会 70年のあゆみ

1951  
昭和26年12月

・昭和22年に香川県共同募金会が発足し、昭和26年に社会福祉事業法が制定されたことに伴い、個々に進められていた各種社会福祉事業団体が大同団結して、これを体系化づけ、新しい組織として、全国的に社会福祉協議会の結成が進められた。



善通寺市総合会館

1985  
昭和60年7月

・社会福祉センターオープン（善通寺市総合会館の複合施設として設置）

1952  
昭和27年4月

・仲多度郡善通寺町社会福祉協議会創立

1954  
昭和29年3月

・町村合併による市政施行と同時に善通寺市社会福祉協議会設立  
・会員会費制度創設

1955  
昭和30年4月

世帯更生資金貸付事業開始

1989  
平成元年6月～平成2年3月

・市内8地区に地区社会福祉協議会の設置

平成元年 ゴールドプラン策定

平成2年 福祉関係8法改正

1992  
平成4年4月

・福祉ボランティアのまちづくり事業（ボランティア事業）の開始（平成4年度～5年度：2か年事業）



オリンピア事業  
シンボルマー



1966  
昭和41年1月

・名士揮毫作品展示即売会の開始（現善通寺チャリティ美術展）  
昭和41年11月



平成4年度  
名士揮毫作品展示即売会の様子

・厚生大臣から社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会として認可

昭和38年 老人福祉法公布

昭和39年 母子福祉法公布

1994  
平成6年7月

・ふれあいのまちづくり事業の開始（平成6年度～10年度：5か年事業）

平成6年 新ゴールドプラン策定  
エンゼルプラン策定

平成7年 障害者プラン策定

平成10年 特定非営利活動促進法（NPO法）制定

平成11年 ゴールドプラン21策定  
新エンゼルプラン策定

平成12年 介護保険制度施行  
改正成年後見制度施行



1975  
昭和50年11月

・社会奉仕活動センター設置（昭和60年7月 ボランティアセンターに改称、現ボランティア・市民活動センター）

昭和58年 市区町村社会福祉協議会法制化

2002  
平成14年6月

・ふれあい・いきいきサロン事業実施  
・高齢者等外出支援事業実施（モデル地区：中央、吉原）

2003  
平成15年6月

・高齢者等外出支援事業8地区実施



ほほえみ号でお出かけ  
お買い物など生きがいづくり



ふれあいいきいきサロン  
介護予防の体操や季節行事で交流

＝国等の動き

2004

平成16年4月～令和3年3月

平成16年度に第1次地区(地区社協)地域福祉活動計画を策定し、令和3年3月に 第4次を策定するに至る



ふくしまちづくり座談会

2005

平成17年6月

・普通寺市地域福祉計画・普通寺市地域福祉活動計画(しあわせプランぜんつうじ)を一体的に策定(平成17、18年度策定、19年度～26年度推進)



にこはち君

2015

平成27年3月

・第2次市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定(平成26年度策定、27年度～31年度推進)



平成27年3月

・香川おもいやりネットワーク事業に参画、実施(生計困難者に対する相談支援事業)

平成27年

生活困窮者自立支援法施行



吉原みまもり隊

2016

平成28年4月

・普通寺市地域支え合いセンター「ここ家」開設



地域支え合いセンター「ここ家」

2008

平成20年4月

中期強化改革計画の推進(平成19年策定、平成20～22年度推進)

平成18年

障害者自立支援法施行  
高齢者虐待防止法施行

2020

令和2年3月～令和4年9月

【新型コロナウイルス感染症拡大状況下における取組】  
・生活福祉資金 コロナ特別貸付事業実施(県社協受託事業、令和2年3月25日～令和4年9月30日)

2011

平成23年11月

・ボランティア・市民活動センター「ボラン家」開設(社会福祉センター1階)  
・居宅要援護者把握事業の推進 安心キットの配布



コミュニティかふえ

平成24年

認知症施策推進5カ年計画(オレンジプラン)策定



安心キット

2023

令和5年4月

・強化発展計画の推進(令和5年度～7年度)

2014

平成26年4月

・法人後見等事業受任開始

平成26年11月

・見守り活動ネットワークモデル事業推進



西部地区 見守り活動全体会議

＝国等の動き



地域ネットワーク会議



生きがいひろば



日替わりシェフの店「なないろ」



第4次地区(地区社協)地域福祉活動計画 福祉目標



善通寺市社会福祉協議会

# 強化発展計画

(令和5年度～令和7年度)

本会は地域福祉を推進する中核的な団体として、社協を取り巻くさまざまな変化に対応しながら、社協の使命・役割を果たすため、強化発展計画を作成しました。

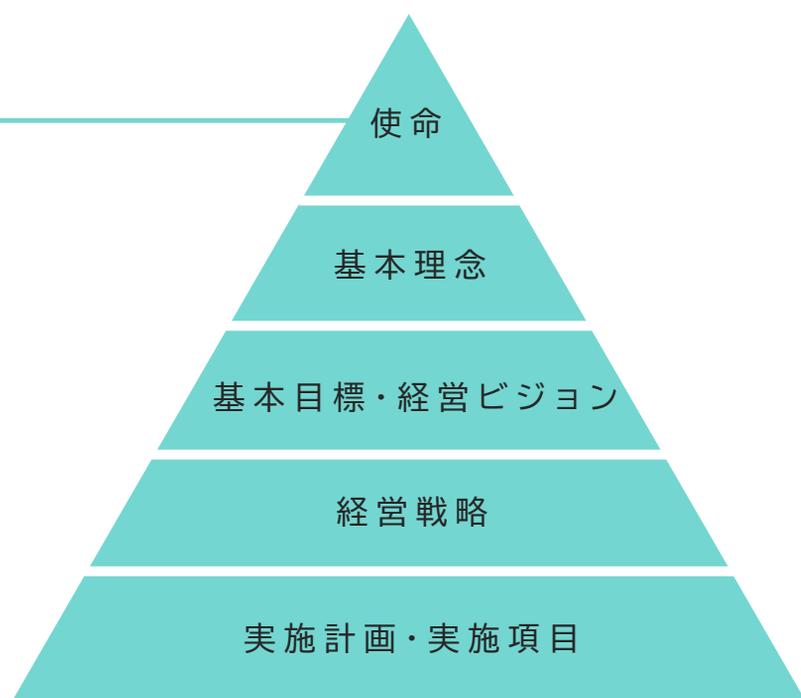
社協の使命、経営理念、将来のビジョン(到達すべき社協像)を明らかにし、取り組むべき重点課題を定め、それに計画的に取り組めるよう組織、事業、財務等の具体的方法を定めるものであり、いわゆる「社協の改革計画」「社協の戦略計画」です。



## 本会の存在意義（使命）

誰もが支え合い、  
その人らしく 安心して暮らせる  
あたたかい まちづくり

社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉を推進することを定められた社会福祉法人です。上記を本会の存在意義（使命）としています。





## 強化発展計画とSDGs

---

善通寺市社協は、地域・生活課題の解決に取り組むため、地域のつながりを再構築し包括的な支援体制を構築します。住民主体の支え合い活動を推進し、生活困窮者への支援や制度サービスへの連携を強化します。

また、「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている「SDGs＝「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を包含した「誰もが支え合い、その人らしく安心して暮らせるあたたかいまちづくり」の実現を目指しています。



# SDGs 17のグローバル目標



貧困をなくそう



人や国の不平等をなくそう



飢餓をゼロに



住み続けられるまちづくりを



すべての人に健康と福祉を



つくる責任  
つかう責任



質の高い教育をみんなに



気候変動に具体的な対策を



ジェンダー平等を実現しよう



海の豊かさを守ろう



安全な水とトイレを世界中に



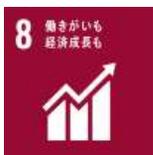
陸の豊かさも守ろう



エネルギーをみんなにそしてクリーンに



平和と公正をすべての人に



働きがいも経済成長も



パートナーシップで目標を達成しよう



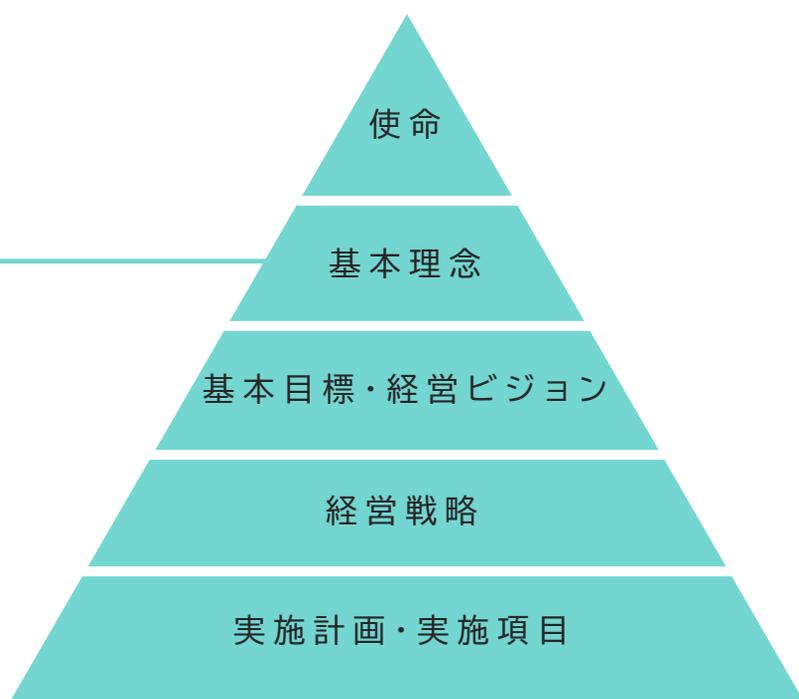
産業と技術革新の基礎をつくらう



## 変わらない価値観（基本理念）

地域住民や関係者とともに  
「支え合う 孤立しない 豊かな地域社会」  
づくりを進めます

本会は、「誰もが支え合い、その人らしく安心して暮らせるあたたかいまちづくり」という使命を達成するための、変わることのない価値観として、上記の基本理念を掲げます。





### 【基本目標・経営ビジョン1】

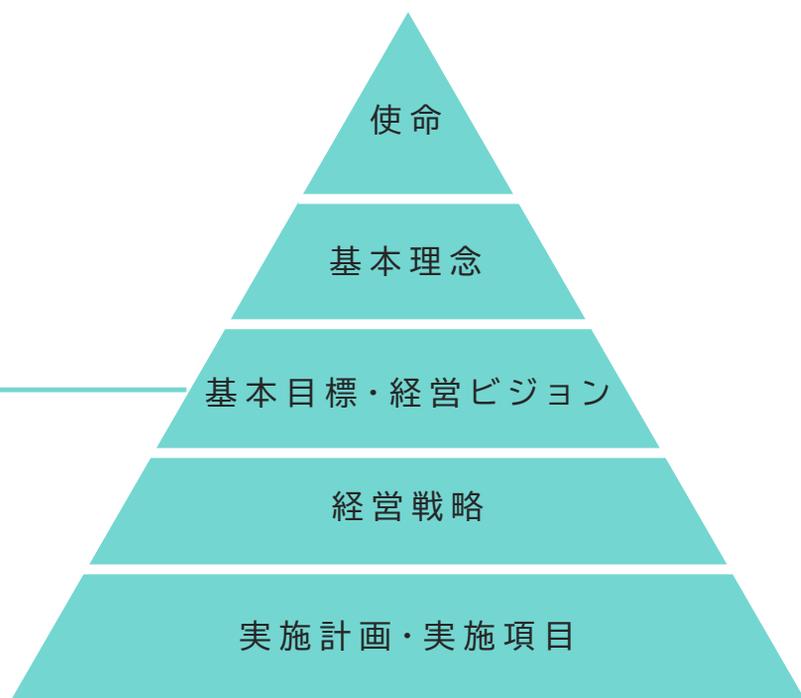
地域福祉への関心を高め、支え合う地域づくりを推進します

### 【基本目標・経営ビジョン2】

住民が安心して暮らせるよう、包括的な相談支援体制とサービス提供体制を整えます

### 【基本目標・経営ビジョン3】

安定した法人運営と地域生活課題や社会情勢に柔軟に対応できる組織づくりを目指します





## 【基本目標・経営ビジョン1】

### 地域福祉への関心を高め、支え合う地域づくりを推進します

誰もが地域社会で役割を持ちながら暮らす「地域共生社会」の実現に向け、多様な担い手によって構成される共生の地域づくりに向けた取り組みを推進します。

そのために地域の現状を把握し、これまでの住民が主体となる活動や組織を基盤を発展強化し、様々なコミュニティや分野での活動をつなぎ、人と人をつなぎあわせていく地域づくりに向けた支援を行います。

## 【経営戦略】

- 1-1 福祉の文化や意識をはぐくむための福祉教育を推進します
- 1-2 住民主体の支えあえる地域づくりを推進します
- 1-3 誰もが活躍できるよう仕組みを作ります
- 1-4 安心して暮らせる地域となるため必要なネットワークを作ります





## 【基本目標・経営ビジョン2】

### 住民が安心して暮らせるよう、包括的な相談支援体制とサービス提供体制を整えます

住民が安心して暮らせるよう、どのような相談もまずは受け止め、断らない相談支援の充実・強化に努めます。

複雑多様化した課題や社会的孤立などの困難を抱えて生活している方が、地域や相談機関とつながりを継続できるよう「伴走型支援」を行います。

住民に信頼され、あらゆる生活課題を受け止められる社協職員を目指し、制度横断的な知識やアセスメント技術の向上に努めます。

制度の狭間や出口のない課題などにも対応できるよう、社協の係間連携や他分野とのネットワークづくりを行い、住民や専門職と協力し、社会資源の開発に取り組みます。

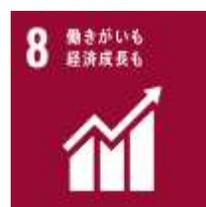
## 【経営戦略】

2-1 断らない包括的な相談支援を強化します

2-2 住民に信頼され、あらゆる生活課題を受け止められる社協職員を目指します

2-3 地域の困りごとに対応できるネットワークを確立します

2-4 地域の生活課題を解決できる仕組みを作ります





## 【基本目標・経営ビジョン3】

安定した法人運営と地域生活課題や社会情勢に柔軟に対応できる組織づくりを目指します

地域福祉を推進する中核的な組織として、安定した法人運営を継続するための財源の確保に努めます。

また、市民からより信頼される組織を目指すための人材の確保及び育成を図るための研修の充実等を行います。

そして、社会福祉法人として事業が継続できる経営体制や組織基盤を強化し、変容する様々な地域生活課題や社会情勢に柔軟に対応できる組織を目指します。

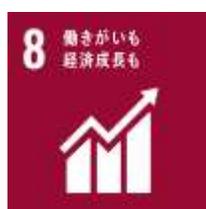
## 【経営戦略】

3-1 安定した財源の確保に努めます

3-2 人づくり・組織づくりの強化を行います

3-3 DX(デジタルトランスフォーメーション)による事務事業の効率化を図ります

3-4 危機管理体制の強化を図ります





# あなたとともに 支えあいの地域をつくります

## 善通寺市社会福祉協議会は

社会福祉法に基づき、市区町村、都道府県、全国それぞれの単位で設置されている民間組織の非営利組織です。地域福祉の推進を目的に、住民や地域団体の方々からの会費や寄附金、事業収入、自治体の補助金、委託金等で運営されています。

善通寺市社協は昭和27年4月に仲多度郡善通寺町社会福祉協議会として発足後、昭和29年3月に市制施行と同時に、善通寺市社会福祉協議会として設立し、70年もの間、会員をはじめとした皆様からの支援により、住民が主体となって活動する地域福祉の推進を進めています。

## 社協会員を募集しています

善通寺市社協が行う地域福祉の推進を会員で支える会費会員として、身近な生活課題の改善・解決への取り組みにご協力ください。

- 一般会費 1口 500円  
自治会加入世帯や個人の方をお願いしています。
- 賛助会費 1口 1,000円  
一般会費とは別に社協事業にご賛同いただける方をお願いしています。
- 特別会費 1口 5,000円  
一般会費とは別に社協事業にご賛同いただける企業や個人の方をお願いしています。

## 会員会費制度(年間)

会員会費制度と聞くと、どうして寄附なのに会員会費制度なのかと疑問を持たれる方も多いと思います。先に述べたとおり社会福祉協議会は民間の非営利団体であると同時に、社会福祉協議会が住民主体の福祉活動を行うことを基本としており、その一つとして、皆さんにも会員になっていただき、会費を納めて支援するという形で福祉の活動に参加していただいております。

## 会費の使い道について

皆様からご協力いただいた会費は、善通寺市の地域福祉活動のために活用しています。

令和5年度会費使途 ▶



## ご寄附のお願い

社協が地域福祉を推進するための重要な財源として、寄附金があります。

皆様からいただきました寄附金につきましては、全額、用途を定め地域福祉事業に活用させていただきます。

また、食品などの寄附物品（賞味期限1か月以上）も随時、受付、生活に困窮している世帯や子ども食堂などでの活用につなげます。

## 共同募金の普及・啓発

### 「赤い羽根共同募金」

毎年10月1日から県民運動として、全国一斉に行われ、善通寺市でいただいた募金の約70%は、市内の地域福祉の取り組みとして、約30%は、香川県の福祉活動、災害等準備金として活用されます。

### 「歳末たすけあい運動」

全額、市内の保育所、障がい児（者）施設、養護学校、準要保護児童、生徒などへのお見舞い品、市内の地域福祉事業に活用されています。

## 会員会費・共同募金・寄附金に関するお問合せ

法人運営係 ☎0877-62-1614

皆さまのあたたかいご支援で、  
地域福祉を推進しております



# 事業概要一覧

## 1 ご利用ください！ 地域の身近な相談窓口です

### ①総合相談・援助センター事業

事業名	実施日時と場所	相談員	対象者	相談内容	問合せ
総合相談・援助センター	ZENキューブ3階 相談室				
法律相談	毎月第3火曜日 9:00～11:00 祝日、振替休日を除く ※相談員の先生の都合により日程が変更になる場合があります	弁護士	善通寺市に居住している方	財産、相続、土地問題など法律に関する相談	要予約 TEL: 0877-63-5005 1回20分 先着6名 ※3日前までに要予約
法務登記相談	毎月第3木曜日 13:00～15:00 祝日、振替休日を除く ※相談員の先生の都合により日程が変更になる場合があります	司法書士・ 行政書士	善通寺市に居住している方	司法書士・行政書士が行う業務全般	要予約 TEL: 0877-63-5005 1回30分 先着4名 ※3日前までに要予約
一般相談	毎月第3・第4火曜日 13:00～16:00 祝日、振替休日を除く	学識経験者	善通寺市に居住している方	日常生活上の様々な相談、心配ごと	相談室へ直接お越しください(予約不要)

### ②自立支援事業・家計改善支援事業・貸付事業

事業名	対象	内容	問合せ
自立相談支援事業 【市受託事業】	経済的に困窮し、心身や家庭状況など複合的な課題を抱える方、その家族など	ご本人の意向を尊重して一緒に課題を整理しながら、自立に向けた相談支援を行います。内容に応じて、関係機関と連携し、必要な支援が受けられるよう調整を行います。	地域福祉係 自立相談支援担当 TEL: 0877-63-6401 ☎: 0120-279-482
家計改善支援事業 【市受託事業】	家計のやりくりについて不安を抱える方や借入の返済でお困りの方など、家計に関するお悩みがある方	一人ひとりの状況に合わせて家計の見直しの支援を行います。必要に応じて債務整理に関する支援や、各種制度の利用につながるよう関係機関と連携して支援をします。	地域福祉係 自立相談支援担当 TEL: 0877-63-6401 ☎: 0120-279-482
生活福祉資金貸付事業 【県社協受託事業】	所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯 ※上記の対象世帯であっても、貸付対象とならない場合があります	生活の安定と経済的自立を図ることを目的に必要な相談援助と資金の貸付を行います。学校の入学費や授業料、その他一時的な資金が必要な場合などの貸付制度。 ※他法、他制度(日本学生支援機構、母子寡婦福祉資金その他公的資金の借入等)の利用ができない方向けの貸付制度です。	地域福祉係 生活福祉基金担当 TEL: 0877-62-1614

### ③権利擁護事業

事業名	対象	内容	問合せ
市民後見人養成研修 【市受託事業】	善通寺市、多度津町、 琴平町、まんのう町の 住民	市民後見人養成研修の実施 成年後見制度利用促進のための中 核機関(善通寺市、多度津町、琴平 町、まんのう町)との連携	地域福祉係 権利擁護担当 TEL: 0877-62-1614
法人後見事業	判断能力が不十分な方	善通寺市社協が法人として成年後 見人等となる事業 ・本人の生活・医療・介護・福祉に 関する契約などのお手伝い ・年金などの収入と生活費や公共 料金などの支出の管理	地域福祉係 法人後見担当 TEL: 0877-62-1614
福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業) 【県社協委託事業】	認知症高齢者、知的障 がい者、精神障がい者 など判断能力が十分で ない方か本人の事業利 用希望があり、契約で きるの能力がある方	①福祉サービスの利用援助(利 用手続きなど) ②日常的金銭管理(公共料金支 払い手続きなど) ③書類などの預かり(通帳など大 切な書類を保管)	地域福祉係 福祉サービス利用援助担 当 TEL: 0877-62-1614

### ④香川おもいやりネットワーク事業

事業名	対象	内容	問合せ
総合相談支援 (緊急的経済支援)	「生きづらさ」を抱え支 援を必要とする方、制 度の狭間にある方など	「生活のしづらさ」を抱え支援を 必要としている方の相談に応じ、 社会福祉施設と社会福祉協議会 がもつ強み(機能・資源)を活かし、 制度につないだり、必要に応じて 現物給付を行うなど、連携・協働 して総合相談・支援を行います。	地域福祉係 おもいやり担当 TEL: 0877-62-1614
地域ネットワークの構築	おもいやりネットワー クの参画法人ほか施設や 保健、福祉、医療等の関 係者、民生委員・児童委 員等	「生活のしづらさ」を抱える方な どを地域で継続的にトータルで サポートするためのネットワー クづくりや、連携・協働による事業 企画や事業の推進を行います。	地域福祉係 おもいやり担当 TEL: 0877-62-1614

## 2 地域活動を支援します

### ①さまざまな地域活動を支援します

事業名	内容	問合せ
<p>地区社会福祉協議会の運営と活動</p>	<p>地域内にある住民組織(自治会、老人会、民生委員会など)で構成され、地域の中のつながりや助け合いを育てていくため、地域住民の主体的な参加と協力により、福祉活動を進めることを目的とした組織です。市内8地区に地区社会福祉協議会(地区社協)を設置し、各地区公民館を拠点に地域の特性を活かした活動を推進しています。</p> <p>主な活動内容(地区社協によって異なります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいいきいきサロン</li> <li>・高齢者等外出支援事業</li> <li>・見守り活動ネットワーク事業、安否確認事業</li> <li>・ふれあい安否確認型給食サービス</li> <li>・三世代ふれあい活動</li> <li>・高齢者ふれあい会食会、旅行など</li> </ul>	<p>地域福祉係 TEL:0877-62-1614 詳細は各地区社協(公民館)まで</p> <p>中央地区社協 0877-62-4969</p> <p>東部地区社協 0877-62-5684</p> <p>西部地区社協 0877-63-2391</p> <p>南部地区社協 0877-62-5685</p> <p>与北地区社協 0877-62-0601</p> <p>竜川地区社協 0877-62-0602</p> <p>筆岡地区社協 0877-63-0603</p> <p>吉原地区社協 0877-62-0604</p>
<p>ふれあい・いきいきサロン事業</p>	<p>介護予防や生きがいがづくりの一環として、歩いていける場所(公民館や集会所等)で地域住民が自発的・自主的に運営し、茶話会などを通してふれあいの場づくりを行っています。市内では約100サロングループが運営しており、サロンが広がり地域の皆さんと交流を深めることで、地域の中で支え合いがうまれています。サロングループに対して、立ち上げ支援や運営支援(活動費助成、保険加入等)をおこなっています。</p>	<p>地域福祉係 TEL:0877-62-1614</p>
<p>高齢者等外出支援事業</p>	<p>高齢者等の買い物などの生活支援や、生きがいがづくり・社会参加を促進し、閉じこもり防止や介護予防を目的として、地区社協と協働して外出支援用車両を無料で運行しています。</p> <p>①生活支援を目的とした運行 自力で買い物に行くことが難しい高齢者等のため、地区の福祉委員が添乗して市内のスーパーまで送迎しています。(吉原地区のみ)</p> <p>②生きがいや社会参加促進を目的とした運行 サロンや地域のグループに対して一日2台ずつ運行しており、県内の名所や温泉まで送迎し、楽しい仲間づくりの支援をしています。(8地区)</p>	<p>地域福祉係 TEL:0877-62-1614</p>
<p>CSW(コミュニティソーシャルワーカー)業務 【市受託事業】</p>	<p>複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間の問題を抱える世帯など、支援につながりにくい課題に対して、地域に出向いて現状の把握や課題整理、福祉専門職や関係機関と連携をして課題の解決に努めます。</p> <p>また、一人ひとりの支援から見てきた課題を、地域住民や関係機関と共有し、課題解決や予防のため新たな社会資源の開発や仕組みづくりを行います。</p>	<p>地域福祉係 TEL: 0877-62-1614</p>
<p>生活支援コーディネーター業務 【市受託事業】</p>	<p>日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域住民や関係機関と連携し、支援ニーズや地域に不足するサービスの把握を行い、高齢者を地域全体で支えるための仕組みづくりに取り組みます。</p>	<p>地域福祉係 TEL: 0877-62-1614</p>

事業名	内容	問合せ
障がい者福祉の推進	障がい者や課題を抱える人が地域で安心して暮らせるように、活動の支援を行ないます。障がい者の居場所づくり活動への協力支援や、自力で外出困難な高齢者・障がい者の親族へ福祉自動車を無料で貸出しています。	地域福祉係 TEL:0877-62-1614
地域の居場所づくり事業	地域において住民主体の居場所づくりが進められるように検討します。 また、ひきこもりの状態にある方の家族が安心して過ごせる居場所事業をおこなっています。	地域福祉係 TEL:0877-62-1614
福祉教育推進事業	地域住民の福祉に関する理解と関心を深めるため、地域住民やボランティア、福祉関係者がつながる機会をつくとともに、福祉教育やボランティア学習の機会をつくります。	地域福祉係 TEL:0877-62-1614
物品貸出事業	車いすや福祉教育物品等を貸し出すことにより、生活支援や地域活動(ボランティア、福祉教育)を推進します。 《貸出物品》 チャイルドシート、車いす、サロン活動用レクリエーション用品、福祉教育備品(高齢者疑似体験セット)等	地域福祉係 TEL:0877-62-1614
広報、啓発事業	地域の方への情報発信と啓発活動を推進し、地域福祉活動の理解を図るため、広報誌「社協だよ!」を年4回発行しています。また、リニューアルしたホームページやSNS(フェイスブック、インスタグラム)を活用し、リアルタイムの情報発信をおこなっています。	地域福祉係 TEL:0877-62-1614

## ②住民同士の支え合いをサポートします

事業名	内容	問合せ
見守り活動ネットワーク事業	見守り活動推進員と民生委員との連携を中心に、住民相互のつながりによって要援護者(ひとり暮らし高齢者等)の様子を日常的にゆるやかに見守り、異変に気づいた時に迅速に対応できる体制をつくります。また、個人や地域で困っていることに気づき、その解決に向けて関係者で考え、課題解決に向けて検討します。 (小地域ケア会議) 地域住民や関係者が地域のことを考え、孤立の防止や支え合いのできる地域づくりを進めるために、地区社協と協働で実施しています。	地域福祉係 TEL:0877-62-1614

事業名	対象	内容	問合せ
地域安心生活推進事業	日常生活の中で見守りなどの支援が必要な方 ・高齢者(一人暮らし、高齢者のみの世帯、寝たきり、認知症など) ・障がい者 ・難病者 ・その他援護を必要としている方	・居宅要援護者把握事業 民生委員と協働し、日常的な見守り活動を行う中で、対象者の身体状況や緊急連絡先等の情報を調査把握します。情報は本人の同意のもと、民生委員や市、消防とも共有し、日頃の見守り活動や地域の助け合い活動、緊急時の安否確認に活用することで、安心して暮らせる地域づくりを推進しています。  ・救急医療情報キット「安心キットできつとあんしん」 安心キットは、「持病」「緊急連絡先」などの情報を記載した用紙を専用容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、救急で医療機関に行く場合や災害時避難所等に行く場合に、家族や救急隊がその情報を基に、適切、迅速な対応ができるようにするもので、ご希望される方に無料でお渡ししています。	地域福祉係 TEL:0877-62-1614

### ③ボランティア活動を応援します

事業名	内容	問合せ
ボランティア・市民活動の推進	<p>ボラン家(ZENキューブ1階)では、ボランティア活動が展開しやすい環境を整え、ボランティア・市民活動の活性化やボランティアの育成、ネットワークづくりを目指し、ボランティア情報の提供や活動の紹介をおこなっています。</p> <p>また、毎週火曜日(第3火曜日は除く)には、誰もが気軽に集える場として、ボランティアによってコミュニティかふえを実施しています。</p> <p>【開所日時】 月曜から金曜 9時～17時まで(祝日及び年末年始を除く。)</p>	<p>地域福祉係 TEL:0877-62-1614</p>

## 3 善通寺市地域支え合いセンター ここ家

### 住民の生きがいづくりを応援します

事業名	内容	問合せ
生きがいひろば事業	<p>誰でも気軽に集うことができ、相談することができる場をつくり、地域で共に支え合う関係づくりを進めるため、各種事業をおこなっています。</p> <p>①生きがいひろばの運営 ②ワンデイキッチン「日替わりシェフの店なないろ」の運営 ③食を通じた個々のニーズ対応(ここ家あったか食堂) ④発達障がい者居場所事業「ゆるゆるカフェ」 ⑤ここめし、ここめし女子会の実施 ⑥ここ寄席の実施</p>	<p>地域支え合いセンター ここ家 TEL: 0877-35-8561</p>

事業名	対象	内容	問合せ
介護予防・日常生活支援総合事業(通所サービス事業) 【市受託事業】	<p>介護保険の要支援1・2の方及び市が行う基本チェックリスト該当者で支援計画等(地域包括支援センターで実施)において利用が必要と認められた方。</p>	<p>心身機能の維持を目的とした介護予防レクリエーションを行っています。</p> <p>【営業時間】 月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く。) 8時30分～17時15分まで 【利用回数】 利用者1人につき1週2回 【利用時間】 一日あたり3時間 【利用料金】 自己負担金1人1回あたり150円</p>	<p>地域支え合いセンター ここ家 TEL: 0877-35-8561</p>
介護予防・日常生活支援総合事業(通所型一般介護予防事業(脳トレコース)) 【市受託事業】	<p>介護認定を受けている方は、ご利用いただけません。</p>	<p>様々なレクリエーションに取り組み、楽しく脳を活性化させ、認知症の予防につなげます。</p> <p>【利用日時】 週1回の6ヶ月間(利用は下①②のどちらか) ①毎週水曜日 9:30～11:00 ②毎週金曜日 14:30～16:00</p>	<p>地域支え合いセンター ここ家 TEL: 0877-35-8561</p>

## 4 在宅でのくらしを支えます

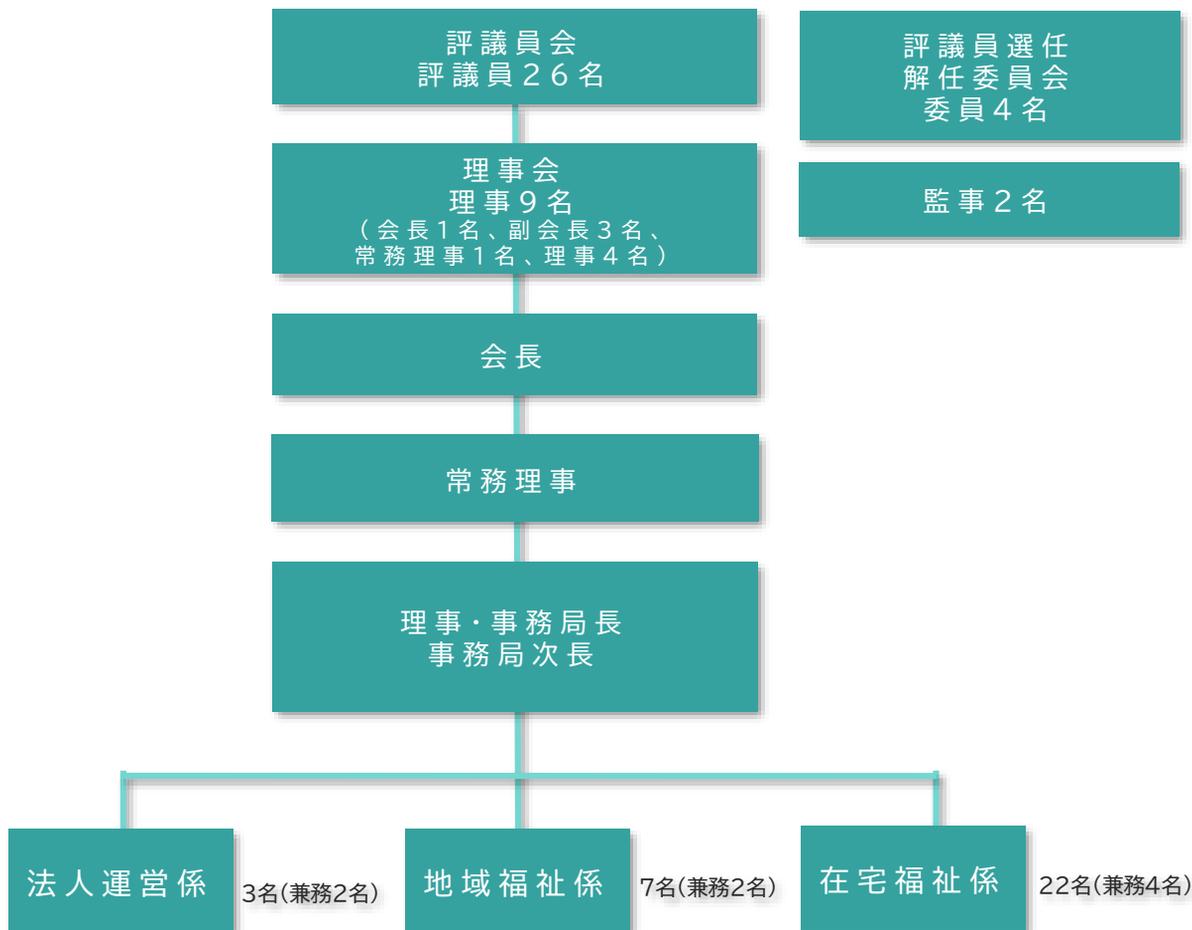
事業名	対象	内容	問合せ
居宅介護支援 (ケアマネジャー)	善通寺市高齢者課(0877-63-6331)に介護保険の申請をし、要介護状態と認定された方	在宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、ケアマネジャー(介護支援専門員)が、要介護認定の申請のお手伝いや利用者(要支援、要介護認定者)の居宅サービス計画(ケアプラン)を利用者や家族の立場になって作成をお手伝いします。各相談手続きは無料です。	在宅福祉係 居宅介護支援事業所 TEL: 0877-56-5551
ホームヘルプサービス (訪問介護事業)	善通寺市高齢者課に介護保険の申請をし、要介護状態と認定された方	入浴、排泄、食事の介助を行う「身体介護」や調理、掃除等を行う「生活援助」を提供いたします。サービスの利用に当たっては、担当のケアマネジャーにご相談ください。	在宅福祉係 訪問介護事業所 TEL: 0877-63-6310
介護予防・日常生活支援総合事業 (指定訪問サービス)	善通寺市高齢者課に介護保険の申請をし、要支援状態と認定された方	入浴、排泄、食事の介助を行う「身体介護」や調理、掃除等を行う「生活援助」を提供いたします。善通寺市包括支援センター(0877-63-6364)のケアマネジャーと相談されてからのご利用となります。	在宅福祉係 訪問介護事業所 TEL: 0877-63-6310
障がい福祉サービス (居宅介護・重度訪問介護事業)	善通寺市社会福祉課(Tel0877-63-6339)に障がい程度区分の申請をし、支給量が認定された方	入浴、排泄、食事の介助を行う「身体介護」や調理、掃除等を行う「生活援助」を提供いたします。相談支援事業所の相談員からの計画に基づいてのご利用となります。	在宅福祉係 障害福祉サービス居宅介護事業所 TEL: 0877-63-6310
障がい福祉サービス (同行援護事業)	善通寺市社会福祉課(Tel0877-63-6339)に障がい程度区分の申請をし、支給量が認定された方	視覚障がいにより、移動に困難を有する方に外出等必要な援助を行います。相談支援事業所の相談員からの計画に基づいてのご利用となります。	在宅福祉係 障害福祉サービス居宅介護事業所 TEL: 0877-63-6310
移動支援サービス事業	善通寺市社会福祉課(Tel0877-63-6339)に障がい程度区分の申請をし、支給量が認定された方	屋外での移動に困難がある障がい者(児)について、外出のための支援を行うことによって、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。相談支援事業所の相談員からの計画に基づいてのご利用となります。	在宅福祉係 障害福祉サービス居宅介護事業所 TEL: 0877-63-6310

# 善通寺市社会福祉協議会 歴任会長名簿（敬称略）

	氏名	役職	期間
初代	角野 幸太郎	議員	昭和27年4月～昭和31年7月
第2代	三好 泰三	市長 学識経験	昭和31年7月～昭和52年4月
第3代	平尾 勘市	市長 学識経験	昭和52年4月～平成7年4月
第4代	宮下 裕	市長	平成7年4月～平成22年5月
第5代	平岡 政典	市長	平成22年5月～平成23年4月
第6代	杉峯 文昭	副市長 学識経験	平成23年4月～令和4年7月
第7代	小瀧 賢士	副市長	令和4年7月～

# 善通寺市社会福祉協議会

## 組織体制図



設立70周年記念誌

## 善通寺市社会福祉協議会ガイドブック

令和5(2023)年

発行:社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会

〒765-0013

善通寺市文京町二丁目1番4号

TEL 0877-62-1614

FAX 0877-63-4482



Instagram



HP



facebook

